

# 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する 募集要項

令和2年10月

金沢市

## 目 次

1.	公募開始日	1
2.	事務局等	1
3.	譲渡対象となる事業の概要・譲渡価格等	1
4.	事業承継手法及び特記事項	2
5.	基本条件（遵守されるべき事項）	2
5-1.	安定供給・保安の確保に関する要件	2
5-2.	料金・サービスに関する要件	2
5-3.	地域経済の活性化に関する要件	3
5-4.	まちづくりに関する市との連携に係る要件	3
5-5.	本市職員の派遣に関する要件	3
5-6.	本市からの出資及び権利譲渡の制限等に関する要件	3
6.	要請事項（努力義務）	4
7.	最優秀提案者選定の手続き	5
7-1.	契約締結及び事業譲渡までのスケジュール	5
7-2.	事業譲渡先選定委員会の設置	5
8.	募集要項等	6
8-1.	募集要項等の構成	6
8-2.	募集要項等に関する質問回答	6
8-3.	守秘義務対象資料の貸与	7
8-4.	募集要項等に関する説明会の開催	7
9.	参加資格基準	8
9-1.	応募者等を構成する各法人の定義	8
9-2.	応募者について	9
9-3.	応募者等を構成する法人に求める資格	10
9-4.	応募者に求められる要件	10
10.	第一次審査（資格審査）	11
10-1.	資格審査申請書類の提出	11
10-2.	資格審査結果の通知	11
10-3.	参加資格の喪失	11
10-4.	資格審査通過者を構成する法人の変更について	11
11.	資格審査後の守秘義務情報の開示	12
11-1.	資格審査後の守秘義務誓約書の提出	12
11-2.	代表企業から第二次被開示者への資料の開示	12
12.	競争的対話等	12

12-1.	質問の受付及び回答 .....	12
12-2.	質問の方法 .....	12
12-3.	質問に対する回答 .....	13
12-4.	現地確認 .....	13
12-5.	資料閲覧室での資料の閲覧 .....	13
13.	募集要項等の補足 .....	13
14.	第二次審査（提案審査） .....	13
14-1.	応募提案書類の提出 .....	13
14-2.	応募提案書類の取り扱い .....	14
14-3.	プレゼンテーションの実施 .....	15
14-4.	選定の方法 .....	15
15.	優先交渉権者の決定 .....	15
16.	優先交渉権者決定後の手続き .....	15
16-1.	基本協定の締結 .....	15
16-2.	事業譲受会社の設立 .....	15
16-3.	事業譲渡契約の締結 .....	16
17.	その他留意事項 .....	16

金沢市（以下「市」という。）は、電力、ガスを合わせた総合エネルギー市場へと市場の形態が変化したことを踏まえ、電力・ガス小売全面自由化を契機に進展している多様なサービスの提供を通して、市民サービスの向上を図るとともに、人口減少や地球温暖化対策の進展等に伴う事業環境の変化に対し柔軟かつ迅速に対応することにより、事業の持続性確保を図ることを目的として、金沢市ガス事業及び発電事業（以下「本事業」という。）を令和4年4月1日に譲渡すること（以下「本事業譲渡」という。）を計画している。

本募集要項は、本事業を承継する民間事業者の公募型プロポーザル方式による選定（以下「本公募」という。）から事業譲渡契約締結までの手続きについて定めるものである。

## 1. 公募開始日

令和2年10月6日（火）

## 2. 事務局等

本公募の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は以下のとおりとする。

金沢市企業局 経営企画部 経営企画課 ガス・発電事業譲渡準備室

〒920-0031 石川県金沢市広岡3丁目3番30号

電話：076-220-2608

電子メールアドレス：k-jouto2022@city.kanazawa.lg.jp

また、市は、本公募に関して事務局が行う事務に対する助言をする者として以下のアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

・PwC アドバイザリー合同会社

なお、本募集要項において公募アドバイザー宛に提出することとされている書類は、以下に送付するものとする。

宛先：PwC アドバイザリー合同会社

インフラ・PPP 部門 金沢市ガス事業・発電事業譲渡担当チーム

住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号

大手町パークビルディング

メールアドレス：jp\_adv\_kanazawa\_gashydro\_info@pwc.com

## 3. 譲渡対象となる事業の概要・譲渡価格等

本事業譲渡は、一般ガス導管事業、ガス小売事業、発電事業を含む、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）に基づき市に設置されたガス事業及び発電事業に属する一切の事業を一括して事業譲渡しようとするものである。

### (1) 事業譲渡日

令和4年4月1日

## (2) 譲渡対象資産等

譲渡される資産等（以下「譲渡対象資産等」という。）は、16-3.に定める事業譲渡契約において明示されたもの（現金・預金、企業局庁舎等）を除く、本事業を構成する一切の資産等（事業譲渡日時時点で有効な契約等の権利義務を含む。）とする（別紙1に記載の資産を含むがこれに限らない。）。なお、事業譲渡契約で別途定める場合を除き、金沢市ガス事業特別会計及び発電事業特別会計に計上されている企業債、未払金その他一切の負債は承継されない。

## (3) 譲渡価格

流動資産を除く譲渡価格は、186億円以上（消費税及び地方消費税等相当額を除く。）とし、流動資産の譲渡価格は、令和4年3月31日の価格で精算することとする。

## 4. 事業承継手法及び特記事項

- (1) 市は、円滑な事業承継に必要な期間、公益的法人等への一般職の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「地方公務員派遣法」という。）に基づき、職員派遣を行う。
- (2) 市は、柔軟な企業活動を阻害しない範囲で、本事業を承継して運営する会社（以下「事業譲受会社」という。）へ出資するとともに、経営状況の確認を行う。
- (3) 市の出資比率は3%以上10%未満とし、市の出資額の上限は10億円とする。
- (4) 市は、事業譲渡日から5年後を目処に、事業承継や経営安定化の状況等を確認し、上記(2)の継続の必要性を判断する。
- (5) その他本事業譲渡の円滑な実施のために必要な措置等について、公募の過程で、応募者と市の間で協議を行うこととする。
- (6) 市は、譲渡対象資産等に関して、一切の契約不適合責任を負わない。

## 5. 基本条件（遵守されるべき事項）

### 5-1. 安定供給・保安の確保に関する要件

- (1) 事業譲受会社は、事業継続計画（BCP計画）を立案し、ホームページ等で市民に公開すること。
- (2) 事業譲受会社は、災害時・緊急時においても、市の上下水道事業等との連携を図ること。

### 5-2. 料金・サービスに関する要件

- (1) 事業譲受会社は、ガス事業及び電力事業の一体的な経営を通じて、新たなサービスを提供するとともに、その他地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供すること。
- (2) 事業譲受会社は、電力小売等による地産地消プランを導入すること。

- (3) ガス料金は、原料費調整制度による価格変動や事業譲受会社の責めに帰することができない事由による場合を除き、少なくとも事業譲渡日以後5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないようにすること。

#### 5-3. 地域経済の活性化に関する要件

- (1) 優先交渉権者は、事業譲受会社として新たに株式会社を設立し、本店所在地は金沢市内に置くこと。
- (2) 事業譲受会社は、お客さまの利便性及び地域経済の発展という面から、金沢市認定ガス工事人が引き続き事業を行えるよう、ガス工事人として認定すること。
- (3) 事業譲受会社は、技術力を有する本市内の事業者との連携を引き続き図ること。

#### 5-4. まちづくりに関する市との連携に係る要件

- (1) 事業譲受会社は、SDGs 推進等に向けた包括連携協定を市と締結すること。

#### 5-5. 本市職員の派遣に関する要件

- (1) 事業譲受会社は、円滑な事業承継に必要な期間、地方公務員派遣法に基づく職員の派遣を受け入れること。
- (2) 派遣職員の処遇は、派遣職員が引き続き市の職員であった場合と比して、不利な取扱いとならないよう必要な措置を講ずること。

#### 5-6. 本市からの出資及び権利譲渡の制限等に関する要件

- (1) 事業譲受会社は、事業譲渡後10年間、①第三者との合併、会社分割、事業譲渡、②株主構成等の重要な変更、③本事業譲渡により承継した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡を行ってはならない。ただし、市と事業譲受会社が協議の上、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 4.(2)で定める市が経営状況を確認する期間中は、事業譲受会社は①市の議決権比率が3%を下回る株式の発行その他の行為をしてはならず、また、②事業譲受会社の最大議決権保有者が、9-1.に定める代表企業であることを維持しなければならない。
- (3) 事業譲受会社は、提案内容の遵守状況や譲渡契約内容が確実に履行されているか市が確認できるよう、事業経営計画、会社法(平成17年法律第86号)第435条に基づく計算書類、年次報告書(アニュアルレポート)、クレーム対応状況の報告を行い、ホームページ等による自主的な情報開示を行うとともに、応募者が提案したその他の情報の開示等を実施すること。



## 7. 最優秀提案者選定の手続き

### 7-1. 契約締結及び事業譲渡までのスケジュール

公募開始後、事業譲渡に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。なお、以降の配布期間や受付期間は営業日のみとし、それ以外の日は除外されるものとする。営業日とは、金沢市の休日を守る条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる市の休日以外の日をいう。

時期	内容
令和2年10月6日	公募開始日
令和2年10月16日	募集要項等に関する説明会
令和2年10月19日	募集要項等に関する質問受付締切（資格審査関係）
令和2年10月26日頃	募集要項等に関する質問への回答（資格審査関係）
令和2年10月28日	募集要項等に関する質問受付締切（資格審査関係以外）
令和2年11月12日	第一次審査（資格審査）の提出書類受付期限
令和2年11月16日頃	募集要項等に関する質問への回答（資格審査関係以外）
令和2年11月16日頃	資格審査申請者への資格審査結果通知
令和2年11月18日～ 令和2年11月21日	現地確認、資料閲覧室での資料の閲覧
令和2年12月	競争的対話の実施期間
令和3年2月5日	第二次審査（提案審査）の応募提案書類受付期限
令和3年2月～3月	最優秀提案者の選定、優先交渉権者の決定
令和3年4月	基本協定の締結
令和3年5月	優先交渉権者による事業譲受会社の設立、事業譲渡仮契約の締結
令和4年4月1日	事業譲渡

### 7-2. 事業譲渡先選定委員会の設置

市は、本公募における最優秀提案者を公平かつ公正に選定するため、令和2年6月17日付で、学識経験者等で構成する「金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置した。市は、選定委員会における最優秀提案者の選定のための審査結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。選定委員会を構成する委員は以下のとおり。

なお、本公募に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本公募に関し、委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本公募の参加資格を失う。

青海 万里子  
内田 清隆

NPO 法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長  
弁護士

北村 哲志	金沢商工会議所副会頭
○草薙 真一	兵庫県立大学国際商経学部 教授
坂下 清司	公認会計士
福光 松太郎	金沢経済同友会代表幹事
平嶋 正実	金沢市公営企業管理者

※：○は委員長

：五十音順（公営企業管理者を除く。）、敬称略

## 8. 募集要項等

### 8-1. 募集要項等の構成

本募集要項及びその添付書類は、以下の(1)から(5)までの書類（以下「募集要項等」という。）により構成される。

- (1) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する最優秀提案者選定基準（以下「選定基準」という。）
- (3) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する提案要領（以下「提案要領」という。）
- (4) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- (5) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約書（案）（以下「事業譲渡仮契約書（案）」という。）

### 8-2. 募集要項等に関する質問回答

市は、募集要項等及び 8-3. に従い開示する守秘義務対象資料に関する質問の受付及び回答を行う。質問への回答は、令和2年11月16日頃までに行う予定であるが、資格審査に関する質問に対する回答を優先して行う。また、12. に規定する競争的対話等において、資格審査を通過した応募者等（以下「資格審査通過者」という。）のみを対象とした質問の受付及び回答の機会を別途設ける。

資格審査を受ける意思がある者であって、市に対する募集要項等に関する質問を希望する者は、質問書（様式は提案要領に定める。）に質問の内容を簡潔に記入し、受付期間内に電子メールにより、下記の提出先（電子メールアドレス）宛に送信するものとする。なお、その他の方法（持参、郵送又は宅配便による書類の提出、口頭、電話等）による質問は受け付けない。

- (1) 受付期間
  - ① 資格審査に関する質問：令和2年10月19日（月）15時まで（必着）
  - ② 資格審査以外に関する質問：令和2年10月28日（水）15時まで（必着）
- (2) 提出先

公募アドバイザー

(3) 回答の公表・開示

令和2年10月26日頃に資格審査に関する質問への回答を金沢市企業局のホームページ上で公表する予定である。資格審査以外に関する質問への回答については、公募アドバイザーが開設するバーチャルデータルーム（以下「VDR」という。）上で回答を開示する予定である。なお、提出された質問への回答については、質問者を特定できないようにした上で、公表又は開示する。

**8-3. 守秘義務対象資料の貸与**

本公募への参加意欲のある法人であって、守秘義務の対象となる資料及びその他守秘義務の対象となる情報（以下「守秘義務情報」という。）の開示を希望する者は、ID申請書及び守秘義務誓約書を提出するものとする（様式は提案要領に定める。）。

(1) 受付期間

令和2年10月19日（月）15時まで

(2) 提出先

公募アドバイザー

(3) 提出方法

提案要領に従って作成し、事前に電子データを電子メールにより送信した上で、その原本を速やかに郵送又は宅配便により提出すること。

(4) 貸与方法

VDRによる貸与を想定しており、必要書類を受領後、速やかに、VDRへのアクセス方法等を通知する。

(5) 貸与期間

令和2年11月12日（木）まで（当該期日を以て、VDRへのアクセス権を停止する予定であるが、資格審査通過者には、適当な時期に再度VDRへのアクセス権を付与する予定。）

**8-4. 募集要項等に関する説明会の開催**

市は、募集要項等に関する説明会を、以下のとおり開催する。

(1) 開催日時

令和2年10月16日（金）10時～11時

(2) 開催場所

石川県金沢市本町2丁目15番1号

金沢市アートホール

(3) 申込方法

本公募への参加意欲のある法人であって、説明会への参加を希望する場合は、金沢

市企業局のホームページに掲載する参加申込書を受付期限までに公募アドバイザー宛に電子メールにて送信した上で、説明会会場において原本を提出すること。

(4) 受付期限

令和2年10月15日(木)12時まで

(5) 留意事項

会場の都合上、参加者は1企業4名以内とする。また、説明会に参加する者は、募集要項等を持参し、携帯電話、ビデオカメラ等による写真撮影、録音、録画はしないこと。

## 9. 参加資格基準

本公募に参加する資格を有する者は、募集要項等並びに質問回答及び募集要項等に関連又は付随するものとして市が提示した一切の資料において定める全ての条件（以下「市提示条件」という。）の遵守を確保するとともに、市提示条件を満足した事業計画を自ら立案し遂行できる能力を示し、本事業譲渡を受けるための事業譲受会社を責任をもって設立しようとする法人又は法人のグループとする。

### 9-1. 応募者等を構成する各法人の定義

本事業譲渡の実施に関与する法人の定義は、以下のとおりである。なお、応募者を構成するにあたって代表企業は必須であるが、その他の法人は任意である。

(1) 代表企業

- ① 代表企業とは、応募者の責務を自らの責任と費用で最終的に引き受ける法人をいう。
- ② 代表企業は、他の応募者等に参加することはできない。
- ③ 代表企業は、事業譲受会社を設立する際に最多数の議決権を保有しなければならない。

(2) 構成員

- ① 構成員とは、応募提案に参加し、かつ代表企業とともに応募者としての責務を果たす法人をいう。
- ② 構成員は、他の応募者等に参加することはできない。
- ③ 構成員は、事業譲受会社を設立する際に議決権付株式を1株以上保有しなければならない。

(3) 特定協力会社

① 特定協力会社とは、9-4.に定める実績要件を満たす会社であって、事業譲受会社への出資はしないものの、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に参加する法人をいう。

② 特定協力会社は、他の応募者等に参加することはできない。

(4) 協力会社

① 協力会社とは、応募提案に参加し、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人をいう。

なお、9-4.に定める実績要件を満たす会社であって、事業譲受会社への出資はしない法人が、特定協力会社又は協力会社のいずれとなるかは、応募者が決定できるものとする。例えば、代表企業又は構成員により、9-4. (1) (2) の全ての要件が充足される場合であって、事業譲受会社に出資はしないが事業提案の遂行に参加しようとする別の法人も 9-4. (1) 又は (2) の要件を満たす時は、当該法人は必ずしも特定協力会社になる必要はない。

## 9-2. 応募者について

(1) 応募者の構成

応募者は、単独の法人（以下「応募企業」という。）又は複数の法人（代表企業、構成員、特定協力会社）によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、コンソーシアムを構成する法人をコンソーシアム構成員という。

(2) 応募者等

応募者及び協力会社を総称して応募者等という。

(3) 応募者の代表企業

コンソーシアムにあっては、代表企業を1者定めるとともに、代表企業はコンソーシアムを代表して本公募手続を行うものとする。単体企業による応募者は、応募企業が代表企業となる。なお、コンソーシアムを構成する代表企業以外の構成員及び特定協力会社は、委任状（様式は提案要領に定める。）により、本公募手続に係る権限を代表企業に委任する。

(4) 応募者等の制限

次の者は応募者等を構成することはできない。また、最優秀提案者選定手続中において、選定委員会委員が退任した場合も、当該退任委員と応募者等の関係に対する以下の制限の効力は引き続き維持されるものとする。

① 選定委員会委員が属する法人（営利法人及び非営利法人）

② 選定委員会委員が属する法人が営利法人である場合、当該法人の親会社及び子会社並びに当該法人と同一の親会社を持つ会社<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 親会社及び子会社の関係とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条第3項に規定するものをいう。

- ③ 選定委員会委員が属する法人が非営利法人である場合、当該法人に対して基本金の出捐等に加え役員<sup>2</sup>の派遣等を行っている法人
- ④ 上記③の出捐等を行っている法人の親会社及び子会社並びに当該法人と同一の親会社を持つ会社
- ⑤ 選定委員会委員の親族<sup>3</sup>が役員<sup>4</sup>を務める法人
- ⑥ 公募アドバイザー
- ⑦ 上記①から⑤までに定める者を本公募に関連するアドバイザーに起用している者

### 9-3. 応募者等を構成する法人に求める資格

応募者等を構成する法人は、以下の全てに該当していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 資格審査申請書提出日から優先交渉権者決定の日までの期間に、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 役員（役員として登記され、又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村税を滞納していないこと。

### 9-4. 応募者に求められる要件

- (1) 代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、一般ガス導管事業の実績を有すること。
- (2) 代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績を有すること。
- (3) 代表企業又は構成員が、少なくとも一般ガス導管事業の実績又は発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績のいずれかを有すること。

<sup>2</sup> ここでいう役員とは、一般社団法人法等上の役員（理事、監事等）をいう。

<sup>3</sup> 親族とは、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹をいう。

<sup>4</sup> ここでいう役員とは、会社法及び一般社団法人法等上の役員をいう。

## 10. 第一次審査（資格審査）

### 10-1. 資格審査申請書類の提出

応募者等を構成する法人のうち、代表企業となることを希望する者（以下「資格審査申請者」という。）は、応募者等を構成する法人に係る書類を含め、提案要領に定める提出書類（以下「資格審査申請書類」という。）を次により事務局に提出し、市から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間内に資格審査申請書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、以降の手続きに参加できない。

(1) 提出期間

令和2年11月5日（木）から令和2年11月12日（木）15時まで（必着）

(2) 提出書類

提案要領に定める書類

(3) 提出先

2. に示す事務局

(4) 提出方法

郵送又は宅配便により提出すること。これにより難しい場合は、2. に示す事務局に事前に連絡すること。

### 10-2. 資格審査結果の通知

市は、応募者等の資格審査結果を、令和2年11月16日（月）頃に資格審査申請者に対して通知する。

### 10-3. 参加資格の喪失

資格審査通過後、応募者を構成する法人が9. に掲げる要件を欠くことになった場合は、当該法人は本公募に参加する資格を失う。なお、9. に掲げる要件を欠くことになった法人が代表企業である場合又は9-4. に掲げる要件を満たす法人であり応募者を構成する他の法人が9-4. の要件を満たさない場合、当該応募者は本公募に参加する資格を失う。

また、応募者等を構成する協力会社が9. に掲げる要件を欠くことになった場合は、当該法人は応募提案に参加する資格を失う。

### 10-4. 資格審査通過者を構成する法人の変更について

10-1. の資格審査申請書類の提出以降、応募者等の変更は原則として認めない。ただし、応募提案書類の提出までの間に限り、応募者等を構成する法人を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市が認めた場合はこの限りではない。また、応募者等が参加資格基準を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

## 11. 資格審査後の守秘義務情報の開示

### 11-1. 資格審査後の守秘義務誓約書の提出

代表企業は、資格審査申請以降の手続きにおける応募者等に対する守秘義務情報の開示に関して、コンソーシアム構成員等の ID 申請書及び守秘義務誓約書（いずれも様式は提案要領に定める。）を取りまとめた上で、令和 2 年 11 月 12 日（木）15 時までに公募アドバイザー宛に、提出するものとする。その際、代表企業は、事前に電子データを電子メールにより公募アドバイザー宛に送信した上で、その原本を速やかに公募アドバイザー宛に提出するものとする。ただし、8-3.において、既にこれらの書類を提出し、事務局の承認を得ている法人については、改めてこれらの書類を提出することなく、資格審査申請以降の手続きにおける守秘義務情報の開示を受けられるものとする。

なお、10-1.に定める提出期間終了後から令和 2 年 12 月 28 日（月）15 時までの間も、これらの書類の提出は認めるが、当該書類に係る法人への守秘義務情報の開示は、書類の提出後、事務局による承認が与えられた後とする。

### 11-2. 代表企業から第二次被開示者への資料の開示

代表企業が、VDR へのアクセス以外の方法で資料の閲覧を希望するコンソーシアム構成員等（以下「第二次被開示者」という。）に対して守秘義務情報を開示することを希望する場合、代表企業は、第二次被開示者の名称等（様式は提案要領に定める。）を公募アドバイザーに届け出て、事務局の承認を得なければならない。

## 12. 競争的対話等

市は、資格審査通過者のみを対象として、競争的対話等を行うものとする。競争的対話等は、質問の受付及び回答、現地確認及び資料閲覧室での資料の閲覧等を行うことにより、資格審査通過者の本事業に対する理解を深め、より良い提案を促すことを目的とする。競争的対話等の実施に係る事務局及び公募アドバイザーとの事務手続きは、代表企業又は代表企業が指定する者で市が認める者のみが行うものとする。

### 12-1. 質問の受付及び回答

質問の受付期間及び回答日時は 13. の手続きにおいて示す競争的対話等実施要領にて示す。資格審査通過者の本事業に対する理解を深め、より良い提案を促すことを目的とすることに鑑み、競争的対話の期間中に複数回の質問機会を確保する予定である。

### 12-2. 質問の方法

資格審査通過者のうち、市に対する質問のある者は、質問書（様式及び提出期日等の詳細は競争的対話等実施要領に定める）に、質問の内容を簡潔に記載し、公募アドバイザー

の電子メールアドレス宛に送信するものとする。ただし、質問を正確に表現するために、  
図面等による説明が必要な場合、当該図面等を質問書と併せて提出することを認める。

### 12-3. 質問に対する回答

資格審査通過者からの質問に対する市の回答方法等については、競争的対話等実施要領  
において示す。

### 12-4. 現地確認

資格審査通過者が譲渡対象施設の現地確認を実施できる機会を提供する予定である。詳  
細は、競争的対話等実施要領において示す。

### 12-5. 資料閲覧室での資料の閲覧

現地確認実施期間中において、資格審査通過者は事務局が設営する資料閲覧室を利用で  
きるものとする予定である。詳細は、競争的対話等実施要領において示す。

## 13. 募集要項等の補足

市は、募集要項等の補足資料を応募者等に追加で開示することができるものとする。市  
の補足資料の提示期限は令和2年12月28日(月)とし、以降補足資料の追加開示は行わ  
ないものとする。

## 14. 第二次審査(提案審査)

### 14-1. 応募提案書類の提出

資格審査通過者は、第二次審査に係る応募提案書類を、14-1-1.に従い提出する。なお、  
提出期限までに応募提案書類を提出しない者は、本公募の14.以降の手続きに参加するこ  
とができない。

#### 14-1-1. 応募提案書類の受付

応募提案書類は、以下のとおりとし、説明用資料等の市から指示のない書類等の添付は  
認めない。なお、応募提案書類は、提案要領に従って作成すること。

(1) 提出期限

令和3年2月5日(金)15時(必着)

(2) 提出書類

提案要領に定める書類

(3) 提出先

2. に示す事務局

(4) 提出方法

郵送又は宅配便により提出すること。これにより難しい場合は、2. に示す事務局に事前に連絡すること。

#### 14-1-2. 本公募参加の辞退

資格審査通過者であって、応募提案書類を提出せず、本公募への参加を辞退する場合は、14-1-1. に示す応募提案書類の提出期限までに、辞退届（様式は提案要領に定める。）を 2. に示す事務局宛に提出すること。

#### 14-1-3. 提案の無効

次のいずれかに該当する場合、当該応募提案は無効とする。

- (1) 参加資格がない者が提案したとき
- (2) 資格審査申請書類その他の提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
- (3) 応募提案書類が不足しているとき
- (4) 応募提案書類が提案要領に従って記載されていないとき
- (5) 応募提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- (6) 2 通以上の応募提案書類を提出したとき
- (7) 応募手続において不正な行為があったとき
- (8) 3. (3) に定める譲渡価格を下回る金額で提案したとき
- (9) その他本公募に関する条件に違反したとき

#### 14-1-4. 応募提案書類の修正等

応募提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出は認めない。ただし、この規定は審査過程における応募提案書類の記載内容の明確化を目的として、市が応募者に対して応募提案書類の修正指示を行うことを妨げるものではない。

### 14-2. 応募提案書類の取り扱い

#### 14-2-1. 著作権

応募提案書類の著作権は、全て応募者等が保有する。なお、市は、17. (3) に定める場合、これを無償で使用することができるものとする。

#### 14-2-2. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者等が負うものとする。

#### 14-2-3. 提出書類の返却

応募提案書類、その他応募者等から提出された書類は返却しない。

#### 14-3. プレゼンテーションの実施

応募提案書類の提出後、応募者等によるプレゼンテーションを実施する予定である。

##### (1) 開催日

令和3年2月頃(日時・場所、具体的な実施方法等については、応募提案書類を提出した応募者等に対して、事務局より連絡する。)

##### (2) プレゼンテーションの内容

- ・ 応募者等からの提案内容の説明
- ・ 質疑応答

#### 14-4. 選定の方法

選定委員会は、選定基準に基づき提案書類の審査を行い、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を最優秀提案者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点優秀提案者とする。

#### 15. 優先交渉権者の決定

##### (1) 決定方法

市は、選定委員会から受けた最優秀提案者及び次点優秀提案者の報告を基に、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。また、次点優秀提案者を次点交渉権者とする。

##### (2) 結果の通知

全ての第二次審査参加者の代表企業に文書で通知する。

#### 16. 優先交渉権者決定後の手続き

##### 16-1. 基本協定の締結

- (1) 優先交渉権者に決定された応募者は、市と金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本協定(以下「基本協定」という。)を締結する。
- (2) 優先交渉権者と基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業譲渡仮契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は次点交渉権者を新たな優先交渉権者とすることができる。この場合、当該手順により選定された新たな優先交渉権者と(1)の手続きを実施する。

##### 16-2. 事業譲受会社の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結日から概ね1ヶ月以内に、基本協定及び募集要項の定

めに従い事業譲受会社を設立する。

### 16-3. 事業譲渡契約の締結

市は、優先交渉権者と諸条件の詳細について協議を行い、本事業を譲受する事業主体と定めて、事業譲受会社と事業譲渡仮契約を締結する。かかる仮契約は、本事業譲渡に関する議案が金沢市議会において可決されたときに成立し、本契約となる。

なお、事業譲渡契約に別段の定めがある場合を除き、令和4年3月20日までに、一般ガス導管事業の譲渡につきガス事業法（昭和29年法律第51号）第42条第1項の規定に基づく経済産業大臣の認可が得られなかった場合、又は、河川法（昭和39年法律第167号）第34条第1項の規定に基づく河川管理者の承認が得られなかった場合には、事業譲渡契約は効力を失う。

### 17. その他留意事項

- (1) 事業譲渡契約締結に至る上記の全ての手続きのうち、応募者等として実施する行為に関しては、応募者等は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 本公募に関する全ての事務手続きは原則として書面（電子メールを含む。）によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者等は、資格に関わる資料の付属資料として英語の資料を提出することができるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。なお、本公募における解釈においては常に日本語が優先される。
- (3) 優先交渉権者の応募提案書類及び関係書類は、必要に応じて、外部に開示される場合がある。また、応募提案書類及び関係書類は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づく開示請求がなされたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、本公募の審査期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 優先交渉権者等の決定後、優先交渉権者である応募者等を構成する法人名並びに提案概要を公表する。なお、応募者等は、資格審査申請書類の提出を行った日から、優先交渉権者等の決定について市が公表する日までの間、資格審査申請書類の提出を行った事実、提案内容等の本公募に係る全ての事項について、応募者等自らが公表することを禁止する。
- (5) 応募提案書類、質問回答、審査等における通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (6) 本募集要項に関して用いる日時は、日本標準時とする。
- (7) 第一次審査において参加資格がないと認められた者及び第二次審査参加者であって優先交渉権者として決定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

## ガス事業譲渡対象固定資産（令和元年度末時点）

資産名	所在又は名称	数量
土地	港エネルギーセンター用地	34,287.99 m <sup>2</sup>
	企業局ガスショールーム用地	1,177.74 m <sup>2</sup>
	各地区整圧所用地（27箇所）	一式
	簡易ガス特定製造所用地（3箇所）	一式
	その他土地	一式
建物	港エネルギーセンター内建物	一式
	企業局ガスショールーム	978.39 m <sup>2</sup>
	各地区整圧所（39箇所）	一式
	簡易ガス特定製造所（6箇所）	一式
構築物	港エネルギーセンター内構築物	一式
	その他構築物	一式
機械及び装置	球形ホルダー	2基
	LNGタンク	4基
	LPG貯蔵タンク	2基
	その他機械及び装置	一式
導管	中低圧本支管	一式
	供給管	一式
計量器	ガスメーター	一式
工具・器具・備品	工具・器具・備品	一式
その他ガス事業の用に供する資産	その他ガス事業の用に供する資産	一式

発電事業譲渡対象固定資産（令和元年度末時点）

資産名	所在又は名称	数量
土地	上寺津発電所・ダム関連用地	59,427.89 m <sup>2</sup>
	新辰巳発電所関連用地	22,204.35 m <sup>2</sup>
	新寺津発電所関連用地	70,536.00 m <sup>2</sup>
	新内川発電所関連用地	63,205.00 m <sup>2</sup>
	新内川第二発電所関連用地	23,534.00 m <sup>2</sup>
	小原発電所跡地	7,533.96 m <sup>2</sup>
建物	上寺津発電所・ダム関連建物	一式
	新辰巳発電所関連建物	一式
	新寺津発電所関連建物	一式
	新内川発電所関連建物	一式
	新内川第二発電所関連建物	一式
構築物	上寺津（逆調整池）ダム	1基
	各発電所用構築物 （ヘッドタンク、サージタンク、 水路、トンネル、水圧鉄管等）	一式
	その他構築物	一式
機械及び装置	各発電所用機械及び装置 （水車、発電機、変圧器等）	一式
	その他機械及び装置	一式
諸装置	各発電所用諸装置 （進入路、巡視路、護岸石垣等）	一式
	その他諸装置	一式
備品	備品	一式
その他発電事業の用に供する 資産	その他発電事業の用に供する 資産	一式